

今後の検討の進め方について（案）

資料6

H25.7

障害者の地域生活の推進に関する検討会

- 「重度訪問介護の対象拡大」、「ケアホームとグループホームの一元化等」について検討。
※7月中に検討会を立ち上げ、10月中を目処に検討会報告を取りまとめ。

精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針等に関する検討会

- 「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」等について検討。
※7月中に検討会を立ち上げ、12月中を目処に指針案を取りまとめ。

障害者部会

- 2つの検討会の取りまとめ内容について、下記の検討課題と併せて、秋から年末にかけて議論。
 - ・障害支援区分
 - ・地域移行支援の対象拡大
 - ・基本指針の改正（障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項等） 等

H25.12

（地方公共団体での施行準備等）

H26.4

- 「重度訪問介護の対象拡大」、「ケアホームとグループホームの一元化等」、「障害支援区分」、「地域移行支援の対象拡大」、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」について施行。
- 「基本指針の改正」を踏まえ、各地方公共団体は、平成26年度中に第4期障害福祉計画を作成。

施行後3年（平成28年4月）を目処とした見直しの検討

- ①常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ②障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ④手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ⑤精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

H28.4

障害者の地域生活の推進に関する検討会 開催要綱（案）

1 趣旨

平成24年6月に成立した「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉障害施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」という。）に基づき、本年4月より障害者総合支援法が施行されているところであるが、整備法において平成26年4月に施行することとされている事項のうち、障害者の地域生活を支えるための事項について、その在り方について総合的に検討し、障害者が身近な地域において暮らすことのできる社会づくりを推進するため、有識者、関係者の参集を得て検討を行う。

2 検討事項

- ケアホームとグループホームの一元化の在り方
- 重度訪問介護の対象拡大の在り方
- 平成24年衆参両院の附帯決議において掲げられた「地域における居住支援等の在り方」

※「障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住支援等の在り方について、早急に検討を行うこと。」

- その他

3 構成等

- (1) 検討会は、社会・援護局障害保健福祉部長による検討会とし、社会・援護局障害保健福祉部長が開催する。
- (2) 構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 検討会に座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は、構成員の互選により選出し、座長代理は、構成員の中から座長が指名する。
- (5) 座長は、必要に応じ意見を聴取するため、参考人を招へいすることができる。
- (6) その他、検討会の運営に関し、必要な事項は座長が定める。

4 その他

検討会の庶務は、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課が行う。

障害者の地域生活の推進に関する検討会 構成員名簿（案）

飯塚 壽美	公益社団法人全国精神保健福祉会連合会理事
石橋 吉章	社団法人全国肢体不自由児・者父母の会連合会理事
市川 宏伸	社団法人日本発達障害ネットワーク理事長
岩上 洋一	特定非営利活動法人じりつ代表理事
江原 良貴	公益社団法人日本精神科病院協会地域移行推進委員会委員長
大塚 晃	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授
大友 愛美	特定非営利活動法人ノーマライゼーションサポートセンター こころりんく東川副理事長
大濱 眞	社団法人全国脊髄損傷者連合会副理事長
尾上 浩二	特定非営利活動法人DPI（障害者インターナショナル）日本会議 事務局長
片桐 公彦	特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク事務局長
佐藤 進	埼玉県立大学名誉教授
篠崎 正義	相模原市健康福祉局長
白江 浩	社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国身体障害者施設協議会副会長
田中 正博	社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会常務理事
野沢 和弘	毎日新聞論説委員
福岡 寿	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会副代表
松上 利男	社会福祉法人北摂杉の子会常務理事
光増 昌久	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会代表
山崎 千恵美	公益財団法人日本知的障害者福祉協会理事

（五十音順、敬称略）

精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針等に関する検討会 開催要綱（案）

1. 趣旨

第183回国会で成立した精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律により新たに策定することとされた精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（厚生労働大臣告示。以下「指針」という。）に記載すべき内容等について、有識者、関係者の参集を得て検討を行う。

2. 検討事項

- (1) 以下の指針の内容に関する事項
 - ①精神病床の機能分化に関する事項
 - ②精神障害者の居宅等における保健医療サービスおよび福祉サービスの提供に関する事項
 - ③精神障害者に対する医療の提供に当たっての医師、看護師その他の医療従事者と精神保健福祉士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識を有する者との連携に関する事項
 - ④その他良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供の確保に関する重要事項
- (2) その他精神保健医療福祉に関する事項

3. 構成等

- (1) 検討会は、社会・援護局障害保健福祉部長による検討会とし、社会・援護局障害保健福祉部長が開催する。
- (2) 構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 検討会に座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は、構成員の互選により選出し、座長代理は、構成員の中から座長が指名する。
- (5) 座長は、必要に応じ意見を聴取するため、参考人を招へいすることができる。
- (6) その他、検討会の運営に関し、必要な事項は座長が定める。

4. その他

検討会の庶務は、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課が行う。

精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針等に関する検討会
構成員名簿（案）

伊澤 雄一	特定非営利活動法人全国精神障害者地域生活支援協議会代表
伊藤 弘人	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター社会精神保健研究部長
伊豫 雅臣	千葉大学大学院医学研究院精神医学教授
岩上 洋一	特定非営利活動法人じりつ代表理事
柏木 一恵	公益社団法人日本精神保健福祉士協会会長
香山 明美	一般社団法人日本作業療法士協会常務理事
河崎 建人	公益社団法人日本精神科病院協会副会長
吉川 隆博	特例社団法人日本精神科看護技術協会専務理事
倉橋 俊至	全国保健所長会副会長
佐藤 茂樹	日本総合病院精神医学会監事
澤田 優美子	日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科博士後期課程
田川 精二	公益社団法人日本精神神経診療所協会理事
田邊 等	全国精神保健福祉センター長会会長代行
近森 正幸	社会医療法人近森会近森病院院長
千葉 潜	医療法人青仁会青南病院院長
中板 育美	公益社団法人日本看護協会常任理事
中島 豊爾	公益社団法人全国自治体病院協議会副会長
長野 敏宏	特定非営利活動法人ハート in ハートなんぐん市場理事
野沢 和弘	毎日新聞論説委員
樋口 輝彦	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター総長
平田 豊明	千葉県精神科医療センター長
広田 和子	精神医療サバイバー
三上 裕司	公益社団法人日本医師会常任理事
山本 輝之	成城大学法学部教授
良田 かおり	公益社団法人全国精神保健福祉会連合会理事

（五十音順、敬称略）